

# 遠賀町農業委員会通信

第 20 号  
令和5年4月10日発行  
<発行責任者>  
遠賀町農業委員会  
会長 三原 高志

## 揺れ動く水田農業

令和4年度の初めに、経営所得安定化対策事業※の交付対象水田の見直し方針が国から発表されました。

### 見直し方針内容

今後5年間に1度も水張（水稲作付）が行われない農地については、令和9年度以降、交付対象水田から除外される。

方針発表後、国に対して詳細の説明を要請しましたが、本来に見直しを行うかも不明で、未確定な部分が多く返答できないという回答がほとんどでした。そのため、見直し方針の撤回を要請しましたが、国からの回答は、「見直し方針は決定事項である。国としては、課題が多いことも承知しているため、その都度、地元の問題として意見を挙げてほしい。その意見をもとに詳細な運用や例外等を検討していきたい。」というものでした。この方針の趣旨は、交付金の支払条件となる「水田機能」を厳格に確認し、ブロックローテーションを促すというもの

ですが、水稲作付が条件であるので、これまでの水稲からの転換に逆行していません。

これまで遠賀町は、皆さんのご協力を得て、国や県が示す目標に準じて作付転換を進めており、麦や大豆、野菜などのお米以外の作物を中心に経営している農家が多くいます。

条件が悪いほ場も多いため、条件の悪い水田を預かり、大豆や麦などを作付している担い手農家が交付対象水田から除外されることを理由に利用権設定を解除して耕作しなくなることが懸念されます。そうなる高齢者や遠方に居住する地権者は管理することができず、荒廃農地が増加して地域農業の崩壊につながる恐れがあります。ひとたび農地が荒廃してしまえば、元に戻すのにかなりの労力や費用がかかります。

改めて現時点でわかっている情報を次のとおりお伝えします。ので意見発信の参考としていただければと思います。

### ◆見直し方針は決定事項

### ◆見直しの趣旨

- ① 畔があり、水をためることができると、水田機能があることを確認する。
- ② ブロックローテーションを促進する。

### ◆交付対象水田となる条件

- ① 5年間に1作以上水稲を作付けする。
- ② 1か月以上水を張り、なおかつ、その水田で連作障害等の収量低下が発生していない。
- ※水張りの確認方法や収量低下の判別方法は示されていません。

### ◆代替措置として、

- ※畑地化支援制度が創設
- ※この制度を活用した場合、以降水稲を作付けしても交付対象とはならない。

※周辺農業者の営農や地域とブロックローテーションを阻害しないことなどの協議が済んでいない場合は、活用不可。

※畑作物直接支払交付（ゲタ対策）は今回の水張問題とは関係なく、交付されま

## 県農業委員会研修大会・豊作祈願

1月24日に福岡県農業委員会研修大会が開催されました。専門相談員が招かれ、令和5年度から本格的に動き出す地域計画づくりを成功させる手法についての研修が行われました。

本大会の冒頭で、多年にわたる地域農業の発展や農家の相談活動、耕作放棄地の解消等、農業委員会活動に積極的に取り組んだ農業委員の表彰が行われ、遠賀町の三原高志会長が長年にわたる功績から福岡県知事表彰を受賞されました。事例発表として、宗像市農業委員会副会長で、福岡県農業委員会女性ネットワーク会長の吉武順子氏が、農業委員会の改選にあたり女性委員の登用を求めました。

また、毎年この日に合わせて遠賀町の農作物の豊作祈願のため宮地嶽神社を参拝しています。皆様の農業の発展について、ささやかながらお祈りしてきました。



# 交流会・研修会にて知識を深める

去る2月10日に福岡県農業会議北九州支部と中間遠賀地区会の合同研修会を実施しました。当日は、九州農政局より、講師を招き、北九州市、中間市、遠賀郡の農業委員会委員が一堂に会し、地域計画の手法等を学びました。また、水張問題について、地域の実情や今回の方針転換の課題などを農政局職員と意見交換を行いました。



合同研修会で挨拶を行う三原会長

また、同月20日には、桂川町農業委員会の視察研修の受け入れを行いました。遠賀北部地区の基盤整備事業や集落営農組織の法人化について、三原会長が講師となり意見交換を行いました。

さらに、別の日には県主催のスマート農業研修会が遠賀町にて開催され、実際の機械を見ながら最新の農業機械について知見を広げました。

また、同月20日には、桂川町農業委員会の視察研修の受け入れを行いました。遠賀北部地区の基盤整備事業や集落営農組織の法人化について、三原会長が講師となり意見交換を行いました。



無人田植機のデモンストレーションを実施



ONファーム倉庫を視察する桂川町農業委員会

# みんなで作る農地のこと

現在、全国的に担い手農家の高齢化が進み、農家数が減少しています。遠賀町においても例外ではありません。農家は、本来の耕作作業以外にも、農道の草刈りや水路の清掃等も行っていきます。農家数が減っているため、一戸の農家にかかる負担が年々増加しています。各地区では、すでに生産組合等の活動の中で各種作業をしていただいているかとは思いますが、今後ともより一層のご協力をお願いします。

また、令和6年度末までにこれから10年後に誰がどの農地を耕作するかを農地1筆ごとに決める「目標地図」を作成する必要があります。地図の作成には、地域での合意形成が必要となりますが、地権者の意向等が非常に重要となります。具体的な方法は未定ですが、順次、意向確認を行いますので、これを機会にご自身の農地について、考えていただきますようお願いいたします。

# 家族経営協定に 取り組もう！

家族経営協定とは、家族内の話し合い運動です。男女・各世代がともに話し合いを進め、農業経営や暮らしの現状を確認し、経営計画や生活設計の樹立を図るものです。

家族経営協定に取り組むことで、家族の中で、普段なかなか話しづらい経営のことや将来のことを話し合う良い機会となりますので、一度家族で話あってみてはいかがでしょうか？

# 農業者年金に 加入しませんか？

引退後の安心した生活のために、農家みんなで助け合う農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、納めた保険料とその運用益を将来受給する年金の原資として積立てていき、額に依じて年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の終身年金です。原則65歳から生涯受け取ることができます。

詳しくは農業委員会事務局まで。

# 遠賀の恵みを食卓に

遠賀町食生活改善推進会では、おんがめしを合言葉に、日々活動をされています。今回、より多くの人にこのおんがめしの魅力を届けたいという想いから「おんがめしレシピ集」が作成されました。遠賀町の農産物を使った栄養満点のレシピが数多く掲載されています。ぜひ遠賀の恵みを食卓でお楽しみください。



遠賀町役場健康こども課にて配布しています。詳細は、健康こども課健康対策係まで

# 農業相談を毎月実施しています！

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あっせんなど農業委員がご相談にお応えします。ご相談のある方は、農業委員会事務局までお気軽にご連絡ください。

# 編集

〈高崎洋介委員〉

〈米田かおる委員〉